

千歳市コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）調査研究実施要領

1 趣旨

調査研究指定校への委託により、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入の在り方や充実・改善に関する調査研究を行うとともに、その成果を市内小中学校及び保護者・地域へ普及啓発することを通じて、千歳市におけるコミュニティ・スクールの普及促進を図る。

2 調査研究校の指定

市街地小学校 1 校、市街地中学校 1 校、郡部校 1 校の合計 3 校を指定

3 指定期間

平成 29 年 1 月からおおむね 2 年間

4 調査研究内容

「学校教育目標（育てたい子ども）実現のために、コミュニティ・スクールを活用してできることは何か」を調査研究の目的とし、以下の内容について調査研究を行うこととする。

【調査研究内容】

- (1) 学校運営協議会委員の選任に関すること
- (2) 委員や学校の制度理解推進に関すること（研修・視察等）
- (3) 先行類似制度（学校評議員・学校関係者評価委員・学校支援地域本部事業等）との関係に関すること
- (4) 校内体制や作業部会など活動推進のための組織に関すること
- (5) 活動の情報発信に関すること
- (6) 成果や課題の取りまとめ方法と活用に関すること（視点・指標等）

※指定校は上記内容の全項目について研究するのではなく、自校にあった内容や課題解決を要する内容について研究する。ただし、3 校の研究により上記 6 項目について報告できるよう指定校会議等で調整を図る。

5 指定校組織体制

校長は、調査研究に当たり以下の組織体制を構築することができる。

- (1) 学校運営協議会に準じる組織
- (2) 組織発足日

(1) は、平成 29 年 4 月 1 日から発足可能とする。組織運営に必要な経費は、学校教育課が所管する。

6 指定校会議

指定校は、定期的に「指定校会議」に参加し、研究協議を行う。事務は学校指導課が所管する。

(1) 指定校会議議題

- ①調査研究に係る情報交流及び協議
- ②学校運営協議会の形態等に係る協議
- ③学校運営協議会規則制定に係る協議
- ④学校運営協議会委員選定に係る協議
- ⑤校内体制に係る協議
- ⑥コミュニティ・スクール研修会に係る協議
- ⑦報告書作成に係る協議
- ⑧その他

(2) 指定校会議参加者

- ①指定校の校長・教頭及び校長が選任する教職員
- ②教育委員会企画総務課・生涯学習課・学校教育課・学校指導課職員

7 研修

(1) 指定校は調査研究期間に次の研修を行うこととする。

① 先進校視察研修

道内外のコミュニティ・スクール実践校視察を行い、校内研修において教職員に還流するほか、保護者・地域住民への情報発信を行う。

旅費等については学校教育課が所管する。

② 校内研修

指定校会議、視察研修報告、道教委主催研修等で得た情報を全教職員で共有し、課題の解決や制度の改善充実に向けた研修に取り組む。

講師等の招聘に費用が生じる時は、学校教育課と協議する。

(2) 教育委員会は調査研究期間に次の研修を行う。

① 教職員を対象とした研修

講演または指定校による調査研究報告等

② 地域・保護者を対象とした研修・講演会

講演または指定校による実践事例紹介等

③ 学校運営協議会規則制定に向けた研修

指定校の先進校視察研修に同行し、先進自治体の取組を研修する

8 情報発信

- (1) 指定校は、学校便り等を活用し、コミュニティ・スクール調査研究に関する情報を保護者・地域に発信することに努める。
- (2) 教育委員会は、指定校会議や指定校の取組を市内各校に情報提供する。
- (3) 教育委員会は、コミュニティ・スクールに関する情報を市民に発信する。

9 報告書作成

- (1) 中間報告書
 - ① 指定校は、調査研究開始 9 か月（平成 29 年 10 月）をめどに中間報告書を作成し、指定校会議並びに教育委員会に提出する。
 - ② 教育委員会は、指定校から提出された中間報告書を取りまとめ、小中学校等に情報提供する。
- (2) 最終報告書
 - ① 指定校は、調査研究期間終了までに最終報告書を作成し、教育委員会に提出する。
 - ② 教育委員会は、指定校から提出された最終報告書を取りまとめ、千歳市コミュニティ・スクールに関する報告書を公表する。

10 千歳市学校運営協議会規則

- (1) 制定
 - ① 教育委員会は、調査研究指定校の中間報告書を踏まえ、「千歳市学校運営協議会規則」を制定する。
- (2) コミュニティ・スクールの指定
 - ① 調査研究指定校は、規則制定後、教育委員会の指定を受け、学校運営協議会を設置することができる。なお、学校運営協議会設置後も最終報告書提出までは調査研究指定校としての役割を担うものとする。

11 スケジュール

平成 29 年 1 月	実施要領決定
	調査研修指定校選定および決定
	第 1 回指定校会議開催 調査研究準備作業
3 月	第 2 回指定校会議開催
4 月	C S 調査研究本格実施
5 月	第 3 回指定校会議開催
7 月	地域・保護者向け研修会開催 第 4 回指定校会議開催
8 月	教職員向け研修会開催

9 月	第 5 回指定校会議開催	指定校教職員先進校視察
10 月	調査研究中間報告書作成・提出	千歳市学校運営協議会規則検討 第 6 回指定校会議開催
12 月	千歳市学校運営協議会規則決定（教育委員会会議）・公表	
平成 30 年 1 月	千歳市学校運営協議会設置校募集	
2 月	千歳市学校運営協議会設置校決定	

12 教育委員会各課業務分担について

（1）業務分担

- ①学校指導課 制度設計 実施要領作成 指定校選定 研究内容 指定校会議運営
- ②学校教育課 研究費用
- ③企画総務課 協議会規則作成
- ④生涯学習課 コーディネーター（学校支援地域本部事業）

（2）業務分担について調査研究を要するもの

- 7（2） 教育委員会主催研修
- 8（2）（3） 情報発信
- 9 報告書作成

※1（2）については、指定校会議等の協議事項を踏まえ、4課で調整を図る。

※2 調査研究段階からコーディネーター（CS担当）を設置したほうがよいか、指定校会議で検討する。